

政令第 号

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の

一部の施行期日を定める政令

内閣は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行期日は、平成十六年十月一日とする。

## 理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。